

# 保護者の皆さんへ(お知らせ)

## 令和元年度 私立幼稚園就園奨励費の補助金のご案内

弥富市では、私立幼稚園教育の普及充実を図る一環として、私立幼稚園に満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児を通園させておられるご家庭を対象として、保育料等の補助を行っています。

幼児教育が無償化されることに伴い、補助対象期間は、2019年4月から9月までとなります。

### 1 対象者

- (1) 弥富市に在住し園児が私立幼稚園（市外の幼稚園を含む）に在園していること。
- (2) 園児が満3歳児から5歳児であること。

### 2 提出書類

- (1) 保育料等減免措置に関する調書  
必要事項を記入・押印のうえ、幼稚園の指定する日までに幼稚園に提出してください。
- (2) 添付書類  
添付書類が必要な方は、調書裏面に書類を貼り付け、幼稚園へ提出してください。

### 3 補助限度額

(単位：円)

区分	小学1～3年生の兄・姉 がいない世帯			小学1～3年生の 兄・姉がいる世帯	
	同一世帯 1人目	同一世帯 2人目	同一世帯 3人目	同一世帯 1人目	同一世帯 2人目以降
① 生活保護法による被保護世帯	308,000	308,000	308,000	308,000	308,000
② 当該年度に納付すべき市民税が非課税である世帯及び当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税である世帯	272,000 (308,000)	308,000		308,000	
③ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が <u>77,100</u> 円以下の世帯	187,200 (272,000)	247,000 (308,000)		247,000 (308,000)	
④ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が <u>77,101</u> 円以上 <u>211,200</u> 円以下の世帯	62,200	185,000		185,000	
⑤ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が <u>211,201</u> 円以上の世帯	8,000	154,000		154,000	

○同一世帯内に2人以上収入がある場合、合算した所得割課税額で判定します。(単身赴任などにより、住民登録が園児と別になっても、生計が同じ場合は同一世帯とみなします。)

○所得割課税額は住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額を使用します。

○途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用します。(100円未満を四捨五入)

$$\text{補助限度額} \times (\text{平成31年4月} \sim \text{令和元年9月までの保育料の支払月数}) \div 12$$

○実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とします。入園料と保育料については、次の

算式を参考に実額を算出して、補助限度額と比較の上、補助額を決定します。(100円未満を四捨五入)

- (1) 入園料 入園料×平成31年4月～令和元年9月までの保育料の支払月数÷年間在籍月数
- (2) 保育料 保育料×平成31年4月～令和元年9月までの保育料の支払月数

#### 4 注意点

(1) 申請調書の確認事項に署名捺印をしていただいた場合は、課税証明書または税額通知書を添付の必要はありません。ただし、平成31年1月2日以降に弥富市に転入された方は、課税状況の確認ができないので、添付書類を参照のうえ、必要書類を提出してください。

(2) 市民税所得割課税額77,100円以下の世帯に限り多子計算に係る年齢制限を撤廃し、カウント対象となる兄・姉に年齢の上限は設けない。

(3) 市民税所得割課税額77,100円以下のひとり親世帯等の補助限度額については、( )内の額とする。

※ひとり親世帯等とは、保護者または同一の世帯の方が以下に該当する世帯とする。

- ・生活保護を受けている方。
- ・身体障害者手帳の交付を受けた方。
- ・療育手帳の交付を受けた方。
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方。
- ・特別児童扶養手当の支給対象児童。
- ・国民年金の障害基礎年金を受給者の方。
- ・その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める方。

#### 5 添付書類について

	該当要件	必要な添付書類
1	平成31年1月1日に弥富市に住所(住民登録)のある方	添付書類はありません。
2	平成31年1月1日に弥富市外に住所(住民登録)のある方	市民税の所得割額がわかるもの(平成31年度(平成30年分)の課税証明書・税額通知書など) ※平成31年1月1日に住民登録のあった市町村で取得し、添付してください。 ※提出の対象は、園児を扶養している方とその配偶者(祖父母等が家計の主事者である場合は、その方の分も含む)です。
3	生活保護を受けている方	生活保護費受給証明書(写し)
4	身体障害者手帳の交付を受けた方	身体障害者手帳(写し)
5	療育手帳の交付を受けて方	療育手帳(写し)
6	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方	精神障害者保健福祉手帳(写し)
7	特別児童扶養手当の支給対象児童	特別児童扶養手当証書(写し)
8	国民年金の障害基礎年金の受給者 その他適当な方	国民年金の障害基礎年金証書(写し)

#### 6 問い合わせ先

- ・通園されている幼稚園
- ・弥富市学校教育課 TEL(0567)65-1111(内線522)